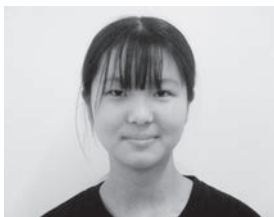




水俣学習や伝え手さんの講話を、自分の生活につなげて考えることができました。学びをまとめて、保護者に向けて発表しました。思いを堂々と伝えることができました。まさに、自分から伝えて、広げる行動です。これからも人権について一緒に考えていきたいと思います。

担任より

水俣に学ぶ肥後っ子教室では、伝え手の坂本直充さんに話を聞きました。その中で、「自然を汚したのは人間」とおっしゃっていた言葉が心に残りました。私は、この学習をする前、水俣病が治るものだと思っていました。しかし、治らない病気で痛みを和らげることくらいしかできず今も苦しんでいる人がいることを知りました。また、間違った情報を信じて、本当に正しいのか自分で考えること、簡単なことのように思えるけど私はできていないことに気付きました。生活の中で、人から聞いたことをすぐに信じてしまうので



水俣学習を通して、自分自身の言動をみつめること、そのことが周りの人へ大切にするにつながると感じました。

水俣学習を通して、自分自身の言動をみつめること、そのことが周りの人へ大切にするにつながると感じました。武蔵ヶ丘北小学校 6年 中村 一理

ゆたかな心を
はぐくむ

人権のひろば

209

人権教育・啓発課

096(232)2113

文字を学ぶことは、自分らしく生きること ～9月8日は「国際識字デー」です～

文責：町地域人権教育指導員 大塚 まさのぶ 正信

「識字」とは、文字を読んだり書いたりする力のことです。しかし、その意味は単に読み書きができるということだけではありません。必要な情報を理解し、自分の思いを伝え、自分らしく安心して暮らしていくための大切な力でもあります。私たちの生活は、文字であふれています。学校からのお知らせ、病院の問診票、役場からの通知、契約書、防災情報、公共交通機関の案内など、日常生活のあらゆる場面で文字を読むことが求められます。もし、その文字が読めなかったらどうでしょう。必要な手続きが分からず、支援を受けられないかもしれません。災害時の避難情報を理解できず、命に関わる危険につながることもあります。困っていても相談先が分からず、一人で悩みを抱え込んでしまうこともあるでしょう。文字を学ぶことは、「知識を増やすこと」だけではありません。自分の命や暮らしを守り、社会とつながり、希望を持って生きていくための大切な権利なのです。

現在、町ではTSMCの進出などにより人口が増え、多くの外国人住民やその家族が暮らすようになりました。町内の学校や保育施設でも、外国にルーツをもつ子どもたちが年々増えています。言葉も文化も分からない環境の中で学校生活を送ることは、私たちが想像する以上に大きな不安があります。日本語が分からないために授業の内容が理解できない、友達との会話に入れない、学校からのプリントが読めない——。こうした状況は、学習だけでなく、自分に自信を持てなくなることや孤立にもつながりかねません。だからこそ、「日本語ができるようになってから地域に参加する」のではなく、「地域全体で分かりやすく伝える工夫をする」という視点が大切です。国際識字デーは、「文字を読めない人」のためだけの日ではありません。私たち一人一人が、「自分の伝え方は相手に届いているだろうか」「困っている人が安心して相談できる地域になっているだろうか」と考える日でもあります。文字を学ぶことは、生きる力を育てること。そして、相手に伝わるように伝えることは、人権を大切にすることです。国際識字デーを機会に、「誰一人取り残さないまちづくり」について、身近なところから考えてみませんか。



菊陽町
総合交流ターミナル
☎096(232)8690

さんふわわ

NEWS
第61回

詳しくはこちら
QRコード
ホームページ Instagram

宴会プランのご案内

祝事や法事、PTAの集まりなど各種宴会にご利用ください。

会席料理

〈10名様より〉



温泉
入浴券付き

4,950円(税込)～

先付・造り・焼物・煮物・台物・揚げ物・酢物・御飯・水菓子(9品)

※ご予算に応じてご用意できます。

松花堂弁当

〈10名様より〉



2,530円(税込)～

御飯・焼物・煮物・揚げ物・酢物・茶碗蒸し・水菓子

飲み放題プラン

ビール・ハイボール・
レモンサワー・
ノンアルビール・日本酒・
焼酎・ソフトドリンク

120分

2,200円(税込)

90分

1,650円(税込)

消費生活通信 vol. 14

問 町消費生活相談室(総合政策課内) ☎096(232)2112

相談受付時間 (月) 午前10時～午後4時

災害に便乗した悪質商法に注意して！

地震、豪雨などの災害時には、その際の混乱や被災者を支援したいという気持ちに付け込んだ便乗商法と疑われる相談が多数寄せられます。今後、トラブルが広がる可能性がありますので、災害に便乗した商法には十分注意してください。

相談事例

- 地震後「屋根の点検をする」と訪問してきた業者に「このままでは危ない。すぐに工事が必要だ」と言われ、屋根の工事の契約をした。しかし、本当に危険なのか見えないので分からない。
- 「損害保険で住宅の修理ができる」「無料で保険の申請代行をする」と業者の訪問を受け依頼したが、不安になったので断りたい。
- 役場の者だと名乗る人が自宅に来訪し、義援金を求められたが、信用できるか。

消費者へのアドバイス

- 災害時に便乗して、不必要な住宅修理を契約させられたなどの相談が寄せられています。住宅修理を勧誘されてもその場では決めず、契約は慎重にしましょう。できれば複数社から見積もりを取り比較検討をしましょう。契約をしてしまってもクーリングオフ(解約)が出来る場合があります。
- 「保険金を使って自己負担なく住宅の修理ができる」と勧誘されてもすぐに契約せず、保険の適用対象となるかなど、自身が加入している保険会社に確認しましょう。
- 公的機関が、電話や訪問で義援金を求めることはありません。寄付する際は募っている団体などの活動状況や使途を確認しましょう。
- 不審な電話や訪問、勧誘など困った時や不安な時は、消費生活相談窓口などにご相談ください。